

経営者によりそうパートナー

みどり通信 12月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社エムアイサービス

第244号 2018. 12. 6



11月中旬より新社屋にて業務を開始しております。これも皆様のご支援のおかげと心より感謝いたします。社員一同気持ちも新たに、皆々様の永続発展を願い、精進してまいります。

CONTENTS

● 弊社新社屋建設にあたり	P1
● 税務	確定申告が必要な人、不必要な人 P3
● 今知っておきたい相続の話	将来を見据えた相続税対策 P5
● 損害保険	雪害・雪災による保険金の支払い P7
● TKCシステム【旬】なトピック	軽減税率への対応について P8
● 生命保険	病気の予防と食事 P10
● ニューフェイス	新しいスタッフが増えました P11
● 事務所からのお知らせ	P11
● 営業カレンダー	年末年始休業のご案内 P12
● あとがき	P13

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

お客様各位

拝啓 貴社（貴事業所）におかれましては、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、かねてより計画させていただいておりました、弊社新社屋建設ですが、皆様のご協力により先月中旬に完成し、現在その新社屋にて業務を開始させていただいております。

建設地は、従来の社屋右隣の駐車場用地で、住所及び電話番号の変更はございません。

建設工事中は、多くの皆様にご不便等をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

新社屋は、ご相談や打ち合わせ等でご来社いただくお客様に、今まで以上のおもてなしの心でお迎えできる体制を取るべくレイアウトさせていただいております。

弊社が「パワースポット」的な場となり、お客様企業の発展のお役立ち出来る場・・・・。

「パワースポット」とは、気持ちが生き生きする、元氣が出る、インスピレーションが湧く、精神が落ち着く場所。

① 弊社屋が、お客様のポジティブシンキングの場とする



② 弊社においていただくと悩みが解消する



③ 解消するだけでなくいいひらめきが湧く



④ ひらめきが湧くだけでなく具体的なプロセスが見える



⑤ 見えるだけでなく有意義な戦略的行動が出来る



⑥ 行動できることによりお客様企業が発展する



⑦ その結果、関わるすべての人が笑顔になる！！！

こんな思いで、弊社スタッフ全員で新社屋にてお客様をお迎えさせていただいております。どうぞお気軽においでください。

現在、新社屋左隣の駐車場が工事中で、年内一杯はお車でおいでのお客様には引き続きご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げます。

スタッフ全員で今まで以上にお客様から喜んでいただけるサービスを提供させていただく決意を新たにさせていただいているところです。

本紙上でのご挨拶で誠に恐縮ではありますが、スタッフ一同ベクトルを合わせて邁進する所存ですので今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

平成30年12月 6日

税理士法人 山口会計パートナーズ

代表社員・税理士 山 口 畿



確定申告および贈与税申告が必要な人、不需要な人

今回は、中小企業の経営者と関わりが深い確定申告および贈与税申告について、分かりやすく解説させていただきます。

◎確定申告とは

個人が、その年1月1日から12月31日までを課税期間として、その期間内の所得及び医療費や寄付、扶養家族状況などを基に所得税額を計算した申告書を税務署へ提出し、納付すべき所得税額又は還付される税額を確定することです。

1. 確定申告が不需要な人

まずは一番わかりやすい、確定申告をする必要がない人です。会社に所属して給与を得ている従業員は、ほとんどの方が確定申告を自分でする必要はありません。

確定申告が不需要な人は以下の通りです。

- ・会社に所属している従業員で会社が年末調整を行ってくれている人
- ・所得が少額（基礎控除額38万円以下）の人
- ・公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の人

2. 確定申告が必要な人とは（納税額が増える場合あり）

確定申告が必要な人は、給与所得者とそれ以外の所得者によって違います。

会社に所属する給与所得者の場合

会社に所属している給与所得者でも、給与総額が多い方やその他の条件が当てはまる場合は確定申告が必要になります。

- ・給与収入が2,000万円を超える人
- ・給与所得以外に副収入があり、その所得だけで20万円を超える人
- ・2か所以上の会社から一定額の給与を得ている人
- ・同族会社の役員やその親族で、会社から支払われる地代、賃貸金の利子等による所得が発生する人
- ・個人事業主の使用人などで源泉徴収が行われていない人
- ・「退職所得の受給に関する申告書」を提出せずに退職金を受け取り、税率20%の源泉徴収された人で、源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人

給与所得の有無が関係ない場合

給与所得の有無にかかわらず、下記に該当する方など、所得の合計額が基礎控除額（38万円）を超える場合は確定申告が必要になります。

- ・個人事業主として事業所得がある人や、アパート経営などの不動産所得がある人
- ・年金等の収入がある人
- ・不動産やゴルフ会員権などの譲渡売買をして、所得が発生した人

3. 確定申告をした方が良い人（納税額の還付を受ける場合あり）

以下は確定申告の義務はありませんが、転職などで年末調整を受けていない場合、確定申告で税金が還付される場合があります。

- ・給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅取得税額控除などが適用される人
- ・給与所得者で、生命保険料控除、地震保険料控除などの時期ズレにより、年末調整もれがあつた人
- ・給与所得者で、年途中で退職し、年末調整に間に合わなかつた人
- ・「退職所得の受給に関する申告書」を提出せずに退職金を受け取り、税率20%の源泉徴収された人で、源泉徴収された税額が納めすぎな人
- ・予定納税していた人で、所得が少なかつたため税金を納めすぎてしまった人
- ・副収入所得が20万円以下の給与所得者で、副収入につき源泉徴収されている人
- ・アルバイトをしている人で、源泉徴収されているが、年末調整を受けていない人

◎贈与税の申告書を提出しなければいけないのは誰？

贈与税は1月1日から12月31日までの1年間を単位として課税されます。

1年間に贈与を受けた財産の合計額が基礎控除額の110万円を超える場合で、税額が算出される人は贈与税の申告書を提出し、納税しなければなりません。具体的に、現預金、不動産、自社株式の譲り受け、生命保険契約の名義変更を行つた場合は、申告の対象となる場合があります。

なお、上記の課税方法は「暦年課税」と呼ばれる方法です。一定の要件に該当する場合は、暦年課税に代えて「相続時精算課税」を選択することができます。



最後に

今回は、確定申告および贈与税申告について代表的な部分を紹介いたしました。
上記について、心当たりがある場合は、是非、スタッフまでお声がけください。

<吉田智哉>

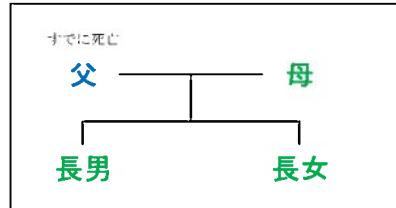
今知りたい相続の話

その6『実際の相続事例⑤』

今回は「将来発生するであろう相続税」の相談と、今後の相続対策についての相談事例です。

＜相談事例＞

相談者はご長男。



- 母に万が一のことがあった時に負担することとなる、将来の相続税がいくらになるのか？
- 今母と住んでいる建物（土地は借地で建物名義は数年前に亡くなった父から相続で母が取得）が老朽化しているので建て替えを検討しているが、建て替えはどのタイミングで行つたらいいのか？

お母様が所有する財産をわかる範囲でお聞きしたところ、財産明細は次のとおり。

●財産

預貯金	5,000万円
建物(ご自宅)	200万円
株式	600万円
その他	400万円
財産合計	6,200万円

お母様の将来の相続人となる方は、長男と長女の二人。

仮に今相続が発生した場合に、お母様の財産に係る**相続税の総額は200万円**となり、計算方法は次のとおりとなります。

●基礎控除

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 2\text{人} (\text{法定相続人数}) = 4,200\text{万円}$$

●課税遺産総額

$$6,200\text{万円} (\text{財産合計}) - 4,200\text{万円} (\text{基礎控除}) = 2,000\text{万円}$$

●相続税の総額

課税遺産総額を法定相続分で長男(1,000万円)と長女(1,000万円)で分けたとすると

長男	$1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$
長女	$1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$
相続税の総額	200万円

ご長男のご希望では、お母様が元気なうちに老朽化した建物を取り壊し、新居に住まわせてあげたいとのこと。

実際に今の建物を取り壊して、新たに住宅を建築(4,000万円)した場合の相続財産のシミュレーションは、次のとおりとなります。

※ 新築後の建物の財産評価は、固定資産税評価額となります。今回はかかった金額の50%と仮定しました。

その結果、財産合計(4,000万円)が基礎控除の4,200万円を下回ることとなり、
相続税の負担はゼロとなります。

財産	現在	住宅建て替え後
預貯金	5,000万円	1,000万円
現建物(ご自宅)	200万円	0万円
新建物(ご自宅)	—	2,000万円 (4,000万円×50%)
株式	600万円	600万円
その他	400万円	400万円
財産合計	6,200万円	4,000万円

相続税対策は、次の3つが基本的な対応と考えられます。

- 1番目 お金を使う（当たり前のことがですが）
- 2番目 財産をあげる（子供やお孫さんへ生前贈与）
- 3番目 財産の形をかえる（預貯金で有するのではなく、それ以外の物にかえる。かえることによって評価額が変わる。今回は建物）

大事なことは、

- ① 今どういう財産があって、その評価額はいくらか？
- ② その場合の相続税はだいたいいくらか？
- ③ 遺産分けの場合もめないか？
- ④ 相続税を納めるだけの現金があるか？

以上の4項目がポイントとなると思われます。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。

相談は無料です。



火災保険

「雪害・雪災による保険金の支払い」

いよいよ冬到来、雪の季節がやってきました。

今回は、本格的な降雪の前に、「雪害・雪災」の保険金を利用した5つの事例を紹介したいと思います。

火災保険の雪害は一見、何も関連性がないように思われますが、火災保険がカバーしている補償内容の一部です。万が一雪害により被災した住宅等があれば、ぜひご自身の火災保険を利用していただきたいと思います。

■ 1位 雨どいの歪み

雪による災害で最も多いのは積雪による雨どいの歪みです。

保険会社に証明しやすい被災なので、ほとんどのケースで保険金は支払われます。

雨どいの交換は足場工事が必要になるので、修理費用の申請をする際は、必ず足場工事を含めた雨どい修理費用を請求しましょう。

■ 2位 屋根の損害

大雪で屋根に加重がかかり軒先が歪んだり、2階からの落雪により1階の屋根瓦が破損したりすることがあります。屋根が破損した場合は、屋根の葺き替え工事費を請求します。

■ 3位 カーポートやテラスの破損

大雪の影響でカーポートが倒壊したり、テラスのポリカーネート材に穴があいたなどのケースの場合は保険金の対象になります。

■ 4位 雨漏り

屋根の谷部などは雪が滞留しやすい部位です。排水性が悪い雪解け水の影響で雨漏りが発生する場合があります。ただし、この補償は突発的な積雪の場合に認められており、長期的な雪解けによる雨漏りを認めない場合がありますので注意が必要です。

■ 5位 アンテナの破損

アンテナの修理、交換も雨どいと同様です。保険会社に修理費用を申請する際は、足場工事代金を含めた修理費用を請求します。

<注意点>

保険契約内容によっては免責金額20万円未満は保険適用できない場合があります。

その場合は、上述の工事はいずれも20万円以上を超える工事となり、20万円は自己負担となるので注意が必要です。

ご自身の火災保険の契約内容を今一度確認してみましょう。

担当 星野 千香子

軽減税率への対応は任せください！

2019年10月から実施される消費税の引上げ・軽減税率制度は飲食料品や新聞を取扱う事業者に関わらず、**すべて事業者**に影響があります。

今から自社の対応について検討し、準備を進めましょう！

1. すべての事業者に影響があります

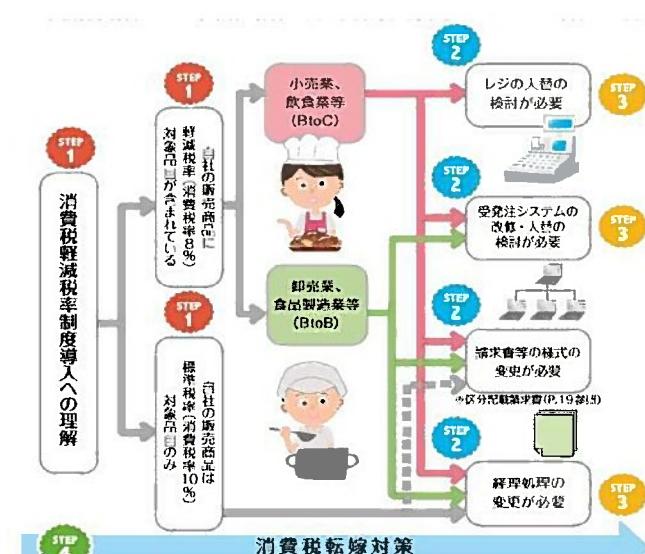
- ①贈答用の飲食品、会議や接待時の弁当・茶菓子などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。
- ②すべての課税事業者が課税標準税率（10%）と軽減税率（8%）を区分して経理を行う必要があります。
- ③取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等の発行が要求されることがあります。（※免税事業者含む）

2. 支払・記帳等日常業務の増加が見込まれます

- ①支払において請求書等に記載された商品の適用税率に誤りがないかを確認する必要があります。
- ②支払金額を適用税率ごとに区分して記帳する必要があります。
- ③適用税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づいて消費税の税額を計算します。
※経理処理に関する事務量が膨大に膨れ上がることが見込まれます。

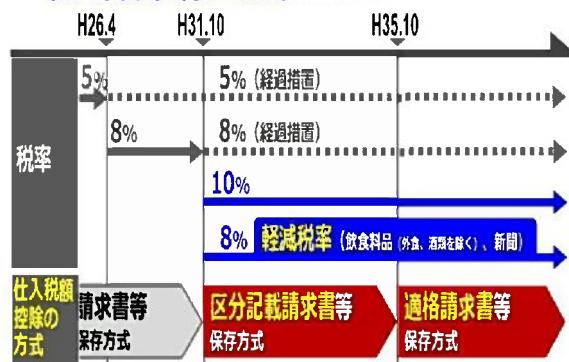
（適用税率ごとに区分して記載、請求書等への記載内容のチェック、等）

（参考：中小企業庁 消費税軽減税率 まるわかりBOOK）



（出典：日本商工会議所 消費税率引上げ対策早わかりハンドブック）

軽減税率の導入に伴い、
仕入税額控除の方式が変わります。



消費税の軽減税率が導入されると税率ごとに

- ①税込金額
- ②税抜き金額
- ③消費税額、
- ④取引額（合計額）
- ⑤軽減税率の対象品目

の5つを記載する必要があります。

経理処理には具体的に
どんな影響があるのか
な。
今使っているシステム
は大丈夫かな



負担増となることが予測される経理業務

①「仕訳入力業務の負担が増加」

- 1)取引先から受け取った請求書等に税率ごとにa税込金額、b税抜き金額、c消費税額、d取引額（合計額）e軽減税率の対象品目、が記載されているか確認が必要
- 2)請求書等に記載している品目が対象品目であるかの判別

②「税率の入力・判断ミスが増加する」

- 1)複数税率が混在するため、税率の入力ミスが発生する可能性がある
- 2)適用する税率が経過措置8%・軽減税率8%・10%いずれに該当するか判断が必要

③「仕訳の確認作業時間が増加する」

- 1)仕訳の入力内容に漏れや誤りがないかを確認
- 2)入力した仕訳の適用税率に誤りがないかの判断



TKCシステムでは、軽減税率制度導入により予想される負担を軽減するための機能をご用意します！

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ◎複合仕訳入力・検索機能対応 | ◎税率一覧表の表示 |
| ◎タブレットPOSレジ税率区分ごとの売上仕訳連動 | |
| ◎税率ごとの勘定科目別消費税額集計表 | ◎軽減税率対象仕訳抽出 |



金融機関への決算書・試算表提出も電子データの時代

TKCモニタリング情報サービス利用企業増加中！！



「TKCモニタリング情報サービス」とは、お客様の依頼にもとづき、電子申告後、当事務所がお客様に代わって金融機関に決算書等を電子データで提供するサービスです。電子申告した決算書等と同様の内容を金融機関に提出する仕組みであり、改ざんしていない証明もできるため、決算書等の信頼性が高まります。また金融機関へのスピーディーな決算報告が可能となり、金融機関との関係強化につながります。金融機関にとっても決算書等を紙ではなく、電子データで受け取ることによりスピーディーな融資判断ができるため、タイムリーな資金調達や融資申し込み手続きの簡素化等、利便性向上につながる新たなサービスの開発・提供への動きが拡充しております。

詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 山口会計パートナーズ

今回のテーマ

病気の予防と食事

食生活の欧米化、家電製品や交通機関の発達などにより、体を動かすことが次第に減少し、心臓病や糖尿病、高血圧など生活習慣病が増加するようになってきました。

我が国は世界有数の長寿国になりましたが、一方で食生活の乱れや運動不足から生活習慣病が増加し、医療費は増加の一途をたどっています。医療費の増加は、寝たきりや認知症の介護などが、急速に進む少子高齢化社会において大きな問題となっています。

元気で長生きするためには、がん・糖尿病・心臓病などの生活習慣病予防が重要であり、そのためには日頃の食生活が大切です。

日々の生活の善し悪しが一生の健康に関わってきます。「予防に勝る治療なし」といわれます。毎日の食事に気を配り、自分の体力に応じた運動を心がけ、規則正しい生活をすることが自然治癒力を高め、病気に対する抵抗力を増すことにつながります。

次回から、生活習慣病をはじめとし、下記の食生活との関わりの深い病気について、予防するうえでのポイントを取り上げていきます。

《食生活との関わりが深いといわれている病気》

- ①生活習慣病
- ②糖尿病
- ③心臓病
- ④鉄欠乏症貧血
- ⑤がん
- ⑥脳卒中
- ⑦便秘
- ⑧痛風
- ⑨胃潰瘍
- ⑩高コレステロール
- ⑪高中性脂肪
- ⑫高血圧
- ⑬肥満症



次回からそれぞれの病気の予防について解説させていただきます。ぜひ、ご一読ください。

担当：堀 内 勇一



◆◇ ニューフェイス ◇◆

初めまして。10月22日に入社いたしました、伊藤寛峻(ひろたか)と申します。物事に真摯に向き合い、正直な人間であれと日々精進しております。

お客様の安心・安全を常に考え行動し、お客様の永続発展のために一日一日を全力で取り組んで参ります。そして、多くの笑顔を作り、末広く繋がっていくことを使命とします！

冬になり、特に体調管理にも気をつける季節ですが、常に万全のコンディションでお客様のお手伝いをさせていただきます！宜しくお願ひいたします！



◆◇ 事務所からのお知らせ ◇◆

● 原点の会

三条商工会議所

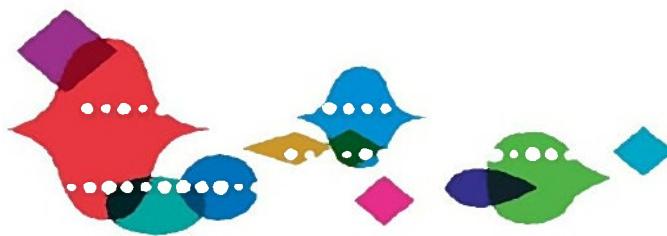
1月 17日(水)

9:00 ~ 11:15

● 相続無料相談会

当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。



《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

12月28日（金）仕事納め

12月29日（土）～翌年1月6日（日）年末年始休業

1月 7日（月）平常通り

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		





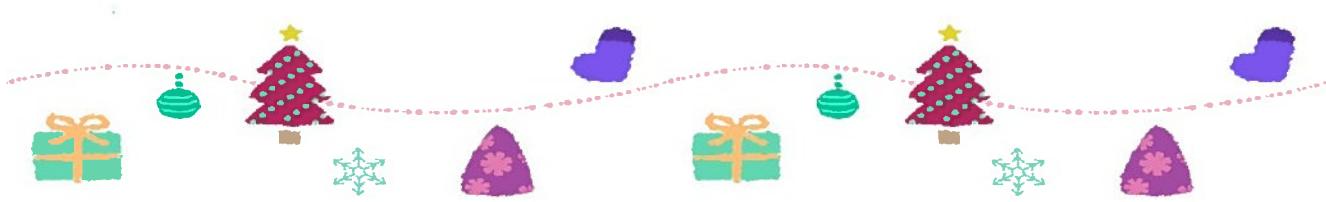
あとがき

趣味は人によつて様々です。私は学生時代と、社会人になつて5年くらいは野球をやっていました。しかし、今はまったく体を動かすことはやつていません。最近は、何か運動を始めようかなと考えるようになります。水泳、バドミントン、テニス、ジム通いなどいくつかの候補の中から、来年は始めたいと思つています。

やるからには、楽しむことを目的とするのではなく、できる限り上手く強くなり、本氣で取り組み、試合でも勝つことを目標にしていくつもりです。そうしたら、新たな自分の才能、能力に目覚めるかもしれません。仕事でもプライベートでも挑戦する気持ちを忘れずに取り組んでいきたいと思います。

道具を買って、終わりになることだけはないように・・・

堀内 勇一



チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp